

収蔵文書  
調査報告書

7

白川・藤川家文書

2005. 3

宇治市歴史資料館

目次

藤川家文書の整理を終えて——解題にかえて—— ······

史料翻刻 ······

一 六石山名寄帳

二 六石山取極連判帳

三 六石山書付写帳

四 六石山名寄帳

二二九 書物預り手形之事 (六石山証文等)

二三一 (六石山掛り合無之につき口上書)

二三二 請書一札 (六石山手入につき)

三〇〇 差入置申一札之事 (六石山尼ヶ瀬道付替につき)

三一八 (二百ヶ年宛山に差入証文)

五八〇 差入申一札之事 (六石山分地につき)

六 書付写 (六石山諸証文)

一一〇 一札 (金井戸山新道につき)

一二三 定 (葬礼等不付合につき)

一二三 一札 (白山社山林村方取斗につき)

一四三 讓り渡シ申坊跡地面之事 (西之坊)

五八三 究置申地面之事 (福泉坊裏屋敷)

五八四 一札 (奉納金受取)

五八六 差入申一札之事 (地面故障につき)

五八七 覚 (宮山雜木代等受取)

五八八 覚 (宮山松木立枯代受取)

4 2

八 乍恐以書付奉願上候 (村借財済方につき)

五九四 借用申銀子之事 (白山宮修復銀)

五九七 覚 (白山寺坊修復入用受取)

五九六 借用申金子之事

三一 業務沿革總説 (茶業)

五二 茶畑下作契約証

白川・藤川家文書目録 ······

■白川関係文献案内

『宇治市史』6 「宇治川の谷口 2 白川」(一九八二)

『白川金色院』と恵心院 収蔵文書調査報告書1 (一九八)

『白川金色院跡発掘調査報告書』宇治市文化財調査報告 6 (一〇)

○三)

凡例

一、本書は、当館に収蔵する白川・藤川家文書の調査報告書である。

一、「藤川家文書の整理を終えて」を坂本博司が、その他を小嶋正亮が担当した。

## 藤川家文書の整理を終えて——解題にかえて——

宇治川の上流、宇治の旧市街地から丘陵を一つ南に越えたところに白川の山里はある。遺跡名を「白川金色院跡」と呼び慣わす一帯を含め、歴史資料館はここに埋蔵文化財はもちろん、他の地域よりも明らかに増して調査・研究に努めてきた。平安時代からの営みをやさしく包み込みながら、時代の荒波をくぐりぬけてきたところだからである。

十年余にわたつて行われた計画的な発掘調査は、史跡指定のための確認をとることがねらいだった。白山神社登り口手前につづいてあつた通称弁天池の周辺に創建期の遺構を、つづいて文殊堂跡や僧坊跡を検出した。白山神社の裏山では経塚を発見し、豪華な副葬品の一部は平安時代後期から鎌倉時代の製作とわかり、いかにも「白川金色院」の伝承にふさわしい成果を得ることができた。

本収蔵文書報告書の第一冊『白川金色院』と恵心院』も、この動きにあわせて、当時把握できた範囲で白川関係の文書を整理してまとめたものだつた。そこで取り扱かつたのは、地蔵院文書と山崎家文書、そして宇治の恵心院文書の三件である。地蔵院は、明治のはじめに村堂を寺に改めたところである。山崎家は白山神社の福泉坊を管理した家である。この福泉坊が社僧という微妙な立場にあつたために、什物の多くが地蔵院に移されることになつた。むしろ地蔵院はそのために新たに寺にされたとしても言い過ぎではない。したがつて、山崎家文書は近世の福泉坊関係、福泉坊からいわば移管されたものが地蔵院にのこつたということにな

る。もう一つの恵心院文書は、江戸時代のはじめ、上林家一門の菩提所として、白川から僧侶とともに寺領が融通されて開かれた寺である。そのためにその後も白川と宗教面では加持祈祷、経済のそれでは金融による相互扶助の関係がつづいたために、文書群には白川村の営みと関わるものが多く含みこまっていた。

本文書群には、槇島村が領有した六石山など宇治川上流の山地の権利に関するものがいくつか含まれる。白川を含む広範な地域の営みを知る上では貴重な史料である。ただ、これらの伝えるところは水害で疲弊した槇島村の状況と、さらに話は広がつて山地の譲渡や管理に関わる宇治川上下流の広域の村々に及んでしまう。川の流れは、流域に共通の利害をもたらすことがある。宇治川の場合、河川の距離はさほど長くはない。切り立つた岩場が露出する上流部から、三川合流点の手前、山城盆地の最低部の大池（旧巨椋池）に向かつて河口を開いた。上流下流とはいっても、

めに、また日常の薪を確保する雜木林としても、とりわけ下流の村々が山あいの一部を所有した。樋島村はもちろん、大池南岸の佐山の村々もそこに加わった。こうした事実と関係は、宇治川流域の生活を考える点できわめて興味深いのだが、これらに多くを割いてしまうと、白川村の印象がかえって希薄になることがわかつたので、ここでは一部を紹介するにとどめた。ただ、これによつて藤川家が所有する山地を、それまでよりもさらに広げたことは確かで、文化年間以降、白川村内はもとより下流の樋島村に対しても少なからず影響力を行使できる立場に当家があつたことは間違いない。

川向こうの恵心院とも当家は密接な関係にあつた。残された文書の性格からして、藤川家の同院に対する庇護者の位置と役割が想像できる。いっぽう同村内の福泉坊とは、市左衛門をはじめ村人とのあいだに、冷めた空気がただよつていることを強くうかがわせる。山林を処分しての白山社修復の事業をするにあたり、独断先行する福泉坊と村中がまつこうから対決している（No.一二三）。両者の間には、かなり不信感が蓄積されていたようだし、これがその後解決されたようには見受けられない。

といつても、そうした村中のこと、地域全体の動向を語るもののは、ほとんど残されていない。ただ、お盆の念仏講において回向の参加不参加をめぐる行き違いの顛末を記す証文（No.一二二）や山の譲渡証文（No.一二八）から、村落内に町のまとまりがあり、集落には上・中・下三つ町組織が設けられていたことがわかる。また福泉坊との白山社の修復と相続に関する争論の確認文書（No.一二三）には、村落を「両組」としており、同村が組織的に二分

する場合のあることなどもあきらかになった。近世村落としての白川村の基本的な情報として押さえておきたい。

なお、白川といえば、今日良質な玉露の产地として、名を馳せているが、藤川氏も製茶業に従事し、明治十八年（一八八五）には久世郡の品評会で煎茶の部で一等賞を獲得している。「茶業沿革総説」と題して、本人自らによつて出品茶について語るところによると、白川では茶業が安政年間つまり幕末から本格的にはじまつたとし、またいっぽうで寛延元年（一七四八）頃に種を蒔いたともする。これまで目にしなかつた記事だけに、注目しておきたい（No.三二）。

近代藤川家の歴代の当主が、宇治地域の政治・文化、教育の各方面について多大な貢献をされていることは、目録のなかの感謝状や褒状によつて容易にうかがい知ることができる（No.七四六以下）。また趣味が高じてだろうか、白山窯を開いたのも当家である。白川地域の営みを把握することに重点を置いて文書群を概観したわけだが、地域を代表する個性豊かな指導者として焦点をあてる試みもなされてよさそうである。本書がさまざまな角度からの研究の一助になれば幸いである。

# 一 六石山名寄帳

(表紙)

六石山名寄帳

午十二月

六石山名寄帳

午十二月

文化七年  
庚午十二月二日

# 二 六石山取極連判帳

(表紙)

六石山取極連判帳

庚午極月

六石山取極連判帳

庚午極月

文化七年

一 横島村領六石山上下郷奥廿四枚割、御年貢米壹石、此代銀六拾  
匁極、壹枚分銀貳匁五分之割を以、毎歳各十一月晦日迄二年番方  
へ持參可致、其上定日無間違横島村江年番持參可致候、且右式拾  
四枚より割地致候事堅無用候、此外年々土砂留入用又者臨時入用  
等すべて廿四割より惣割出候之儀者勿論之事ニ候、尤定法之儀者  
六石山取極連判帳ニ相記有之候通我何ん無之様、此度銘々得心之上  
相極メ候間、以来永々急度相守可申候、為後証仍テ如件

第一  
六石山名寄帳

郷之切上之一ばん字くず原

弥兵衛 (印)

一 松山壱ヶ所  
「文化七午極月十九日市左右衛門へ入 (印)」 (後筆)  
同断下之一ばん字茶うす谷南ばら

同人 (印)

一 雜木山壱ヶ所  
「右同断 市左衛門へ入 (印)」 (後筆)

段々所望ニ付落札前之外銀六百五拾匁請取山ハ宇治郷へ相戻ス、  
此時横島宇治白川之請王立会之上境目筋ニ杭木打入、則為取替一  
(中略)

横島村領字六石山并宇治郷横島村立会山半分共此  
度壳払ニ相成、時者文化五年辰極月廿三日同村こうせきあんニお  
いて右山立木代として銀貳拾三貫目相極永々請山相対也、然ルニ  
右山東境目者佐古佐山林三ヶ村と田原郷上町下町両村と之立会又  
田原郷上下斗之立会場也、此境目元來寔と難相分場所ニ候処、翌  
已年正月晦日右村役人横島村役人当連中共境目改ニ立会候処、一  
応ニ難相分候ニ付、先此日者各帰村候、其後横島村賴ニ付我々取  
扱として三郷田原郷へ掛合万匁之功を以同年八月扱相調、右場所  
へ村々立会境目通ニ杭木廿六本打入、同十二日連印之龜絵図為取  
替、則右絵図所持候、且西境目者茶うす谷より横谷まで先年宇治  
同郷会所ニおいて入札之上當仲間落札いたし候処、宇治郷より

札相調候、尤前文之通四方境目改又其外何等之掛り合無之儀者初發ニ相糺候事、相當成ニ論山之併買得致候儀如何之儀候へ共、少々意味有故如此此訣委細記がたく候ニ付、有増之分書記シ、尚又後々之取極左之通

一御年貢毎年霜月晦日限り其年之世話人方へ持參いたし都合定日ニ楨島へ年番持參可致候事

一土砂留普請之入用ハ山内一統惣割出候事

付り、植付ニ付木苗芝草等掘候時者、其普請場持主之山内ニ而掘取可申候、併掘場所者其山主之ふミニ任せ候事、且亦伐り取

之節隣山若損シ候共、相互ニ我保申間敷候事

一御普請場者勿論山内一円木柴伐り候節ハ其年之世話人へ相断、其上楨島村役人中江申届指図を請可申、仮令差図を請候而も其場所ニおいて若土砂方より蒙御察当、夫ニ付入用等出来候ハゝゝ、其場之山請壱人出銀之事

一山内之道筋者追而掩可申候、極自然何連之山内へ相懸り候共其持主より勝手保成義者不申候事

一三郷田原郷又宇治郷境目拾ケ年毎春二月中ニ惣立会相改候節、杭木夫ニ付入用等之六石山分ハ連中一統割出し可致候、隨而拾ケ年ニ相当り候時、外村より右之沙汰無之候共、其年之世話人より村々江掛合定之年月堅不可過事

右者此度仲間に中相談之上相堅メ候条、後代迄急度相守可申、自然

割方之儀者上下郷おくと廿四枚割是を四枚づ、凡壱人分所持ス、久五郎・与兵衛兩人して壱人分所持也、然レ共後年ニ至り勝手ニ付若譲り渡候時一廉限り譲り候儀者格別一廉を内割ニいたし候而者後年ニ至り御年貢之割方其外諸事混雜ニ付、廿四枚之外内割之

儀者堅不可致、仮令一廉限り譲り候共、前文之取極ケ条之趣承知之旨譲り請候方より左ニ名印相調可申候、又名寄帳ニ記ス初発之名前誰分且字番付等譲り状ニ書記年番加印之上取斗可致、其上名寄帳ニも名前付替可申候、右之外如何様之儀出来候共廿四枚惣掛りニ致可申、左候へ者諸事相互ニ不作法之儀致間敷候、若我併之仕法有之ニおいてハ一同了簡通如何様ニ相成候共一言之異儀申間敷候、為後証左ニ連判之仕置候、仍テ如件

文化七年

白川村

庚午極月二日

徳兵衛(印)

利兵衛(印)

市左衛門(印)

久五郎(印)

新次郎(印)

弥兵衛(印)

与兵衛(印)

宇治六番町(印)

同丁(印)

長左衛門(印)

### 三 六石山書付写帳

(表紙)

文化八年未四月

六石山書付写帳

仲間中

一六石山并立会共買得二付取遣之証文為後念写左之通

文化八年

未四月

宛山一札之事

字六石村方惣持

御年貢米壹石

此代銀六拾匁ニ相極メ

銀納毎年極月五日限り

但シ宇治郷と立会場共

田原郷之口立会領

西宇治郷領

四方境

東

壳本松限り

南

三郷田原立会領

北大川

同断

同

長兵衛

同断

同

藤兵衛

同断

同

野右衛門

同断

同

市介

右之山此度村方就勝手ニ四方境目限り立木生立併代銀貳拾三貫目ニ相極メ宛山ニ致シ、則銀子慥ニ受取申處実正也、隨而色分ケ龜絵図相添置申候、然ル上者各々方より御勝手ニ御支配可被成候、且亦御公辺所向并新浜道之儀者勿論、其外何等之故障等出来候共、当村江引請、其元方へ少茂御難かけ申間敷候、併土砂留之儀者其元方より植付手入可有之極メニ御座候、右都テ一統得心之上永世宛山異儀依無之連印之一統仍テ如件

久世郡檍島村

上瑞町惣代

治右衛門

平作

御所之内町同

同断 同

新田町同

佐太郎

南横町同

勘兵衛

南辻子中町同

角兵衛

同断 同

作兵衛

北辻子中町惣代

利右衛門

同断 同

儀兵衛

北横町同

重兵衛

同断 同

長兵衛

尻口南町同

藤兵衛

同断 同

野右衛門

尻口北町同

庄右衛門

九郎兵衛 榎奈小路町同 文化六年己巳年八月

九郎兵衛 榎奈小路町同

治兵衛

中村町 同

六右衛門

神奈小路町同

新九郎

前川原町同

与右衛門

三軒屋惣代

七郎兵衛

西目川惣代

九兵衛

年寄

惣次

同 幸介

与八郎

同 庄屋

同 伝七

一其御村方領字六石山、此度譲り請ニ付代銀式拾三貫匁二而請山  
出作仕候処実正明白也、然ル上之右山年貢之内米壹石此代銀六拾  
匁二相定、銀納ニ而毎年極月五日限り急度相納可申候、且亦土砂  
留之儀者此方より年々手入植付丈夫ニ仕、土砂御留場ニ相成候様  
出精可仕候、尤田原郷新道ニ付いか様之儀出来仕候共、爰元懸り  
合無御座候、其御村方より万事御支配可被成候、道ニ付一言之申  
分無御座候、然ル上者立木生立祓伐り仕度節者其御村方江相届ケ、  
其上土砂方 御役所江御願被下御免之上祓伐り仕土砂場差障リニ  
不相成様可伐り取候、為後証連印之一札仍テ如件

久世郡白川村

請主 新次郎

同 市左衛門

同 徳兵衛

利兵衛

同 久五郎

同 弥兵衛

文化六年己巳年八月

同郡横島村

御役人中  
參ル

同郡白川村

新次郎殿

市左衛門殿

徳兵衛殿

利兵衛殿

久五郎殿

弥兵衛殿

為取替一札之事

一此度檍島村宇治郷立会山先達而各々方へ宛山ニ相譲り申候処、御村方五郎兵衛殿善右衛門殿江御譲り被成候処、右山境目儀ニ付故障有之難相済候処、安左衛門殿取扱を以双方対談相調事済之上、最初譲り候代銀之外ニ銀六百五拾匁相添相渡シ候上、山此方へ御譲り戻シ被下候処相違無之、然ル上者各々方御所持山之木柴御出し之節道筋之儀者当郷山之内ニ而拵可申、御勝手ニ通行可被成候、勿論当郷山持主大工町宗七地蔵堂町吉三郎へ茂篤与申聞置承知仕罷有候ニ付、請書取置申候、自今以後右之山ニ付御互ニ聊申分無之候、為後証為取替一札如件

宇治郷

文化七年  
午八月

白川村

徳兵衛  
利兵衛

市左衛門

久五郎  
新次郎

文化七年八月

名主 与十郎印  
年寄 勘兵衛印  
取扱人

今村屋安左衛門印

取扱人宇宇治郷

安左衛門

宇治郷

御役人中

前書之趣已八月宇治郷立会山落札ニ付土砂留手入之儀請主より可致相對之旨、則宇治郷檍島村連印之書付取之候ニ付、白川村請主よりも同様書付差上候様淀土砂方岡本忠右衛門様窪田郷兵衛様御両所共被仰付、依之差上候請書左ニ記

為取替一札之事

一此度御当郷檍島村立会山御譲り被成候ニ付、私共落札ニ相成候

一檍島村宇六石山并宇治郷檍島村立会山字茶臼谷より横谷まで之

処、私共村内五郎兵衛善右衛門兩人承届ニ付尚亦私共より相譲り候処、地面割方之儀ニ付彼是及故障ニ御當郷よりも御取曖被下候へ共、入組候訣合故五郎兵衛善右衛門より私共へ被差戻候故、此方江請取事済仕候、然ル處宇治郷御所望之方有之ニ付相譲り候様被仰聞承知仕、尤樽代として此方へ御當郷より譲り請候元銀之外ニ銀六百五拾匁御付被下慥ニ請取、其方へ此度相改相譲り申処相違無御座候、右之趣聊申分無御座候ニ付為取替一札連印仍テ如件

間共、此度白川村江請山二相談仕、尤土砂留植付等之儀者請主共

より手入仕候筈ニ御座候、且土砂留場御見分之儀者是迄之通檜島

一元名寄帳之義有之候得共、混雜致候ニ付、此度相改書記候事  
天保拾二年  
丑閏正月

村宇治郷より御案内申上、若手入等行届キ不申儀御座候ハ、右

兩村役人より差図有之任其意隨分念入手入可仕候間、乍恐右願上

候通御聞済被成下候ハ、一統難有可奉存候、以上

城州久世郡白川村

字くず原

一松山壱ヶ所

市左衛門

請主 利兵衛

同 德兵衛

同 新次郎

同 久五郎

庄屋 弥兵衛

同茶うす谷南はら

一雜木山壱ヶ所

字日裏ヶ所

一雜木山壱ヶ所

字牛こば

一松山壱ヶ所

淀土砂方

年寄 市左衛門

(後略)

御役所

#### 四 六石山名寄帳

(表紙)

天保拾二年

六石山名寄帳

丑閏正月

六石山名寄帳

文化八年

未四月

預り主 弥兵衛

仲間内

#### 二二九 書物預り手形之琴 (六石山証文等)

書物預り手形之事

一去ル文化六巳年檜島村領六石山并立会共買得ニ付、取遣之証文  
并山絵図共此度仲間中より我等方江預ケ度旨、任御望ニ慥ニ預  
置申處実正也、併火水盜賊無拋筋ニ而紛失之儀者此方ニ不存、此  
義仲間一同一言之申分無之約束ニ而如此御座候、為後念仍テ如件

一横島村領六石山上下郷奥廿郷枚割、御年貢米壹石此代銀六拾匁  
極メニ而、壹枚分銀貳匁五分之割を以相定候事

与兵衛殿

新次郎殿

久五郎殿

市左衛門殿

利兵衛殿

徳兵衛殿  
メ 参ル

淀土砂方

御役所

年寄 伊兵衛 (印)

百姓惣代与兵衛 (印)

二二二 請書一札 (六石山手入につき)

請書一札

二二一 (六石山掛り合無之につき口上書)

(前次)

手広ク御座候間是等之手入之義小村ニ而行届不申候義恐入候所、又候他村領請山仕村方より何か支配仕候様相成候而ハ猶更行届不申、困窮之百姓難義ニ御座候間、右六石山請山之義者六人之外百姓共不承知ニ御座候故、右之趣六人之者共江申聞候処、六人之者共申候ハ、此義得与楨島村江応対仕、六石山手入之義者楨島村役之差図を受手入等いケ様之義ニ而も六人より仕、御案内等楨島村より仕、何ヶ支配之義ハ楨島村引請、諸入用万端六人より仕、於白川村六石山ニ付六人之者共之外一切掛り合無之、右等之義為取替一札六人之者共と楨島村と致置候様六人之者共申候間、右之訣合ニ而村方之掛り合ニ不相成義ニ候得ハ六人之勝手ニ請山可致右六石山村方之掛り合一切無之旨得と應対仕置申候、猶又此度楨島村江応対仕、右之通相違無御座候間、此後六石山ニ付諸御用楨島村江被為仰付可被下候、乍恐右之段御役所様江御届ケ奉申上候間、何卒御聞済被為成下候ハ、百姓一統難有奉存候、以上

白川村

利兵衛印

徳兵衛同

市左衛門同

久五郎同

新次郎同

申三月五日

庄屋 平治 (印)

久世郡白川村

一先達而御当村領字六石山私共引請仕候上、崩所手入ハ不及申土砂方様御察當無之様可仕筈ニ而御応対之砌書付差上置候処、此度心得違ニ而土砂方御役所より蒙御察當、御当役中として御苦勞ニ相成候段申分ケ無御座候仕合ニ候へ共、御了簡を以此保ニ済方被下候段忝奉存候、尤此後私共六人御村方出作百姓ニ相成候様淀土砂方御役所江御申立被下候上ハ、いか様之儀も御差図次第急度可仕候、然ル上者年毎之御上納ハ勿論右体之不埒仕夫ニ付不時ニ御見分諸入用等此方より可仕候、且亦祓伐リ等仕度候へハ、春秋両度御見分之節御願可申上候、若勝手ニ付御願申上候へハ此入用等者願人より可仕候、万一不埒仕御目障り相成候義仕候へ者、其節いか様之儀被仰候へ共、其時一言之申分無御座候、尤先年為取替一札差入置候通、弥急度相守可申候、為後日請書一札仍テ如件